

役員補充選任に伴い、役員推薦規程に基づき役員候補者の推薦希望を受け付けます

陽春の候 会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、NPO 消費者ネットおかやまへのご協力、ご支援を賜りお礼を申し上げます。

さて、当ネットは、2008年11月、岡山県に「特定非営利活動法人」を登記し、以後、弁護士、司法書士、建築士、消費生活アドバイザーなど専門家のほか生協・消費者・婦人団体などから選任された役員によって理事会等の運営がされ、2015年には適格消費者団体として認定されることが出来ました。

事業活動では、差止め、申入れ、照会活動はじめ、相談会やにゅーすレターの発行、ホームページの運用のほか、県の「消費生活サポーター講座」や「見守り力アップ講座事業」の委託を受け、消費者啓発や見守り力アップのために講座を県下一円で開催してきました。来る6月2日(土)には、第11回通常総会が開催されます。

役員補充選任にあたり、去る3月6日に行われた当ネット第6回理事会にて、役員推薦規程により、補充のための推薦希望を受け付けることになりました。

役員の補充選任は、定款第12条に基づき、別に定める役員推薦規程により実施することになります。

1. 補充選任する役員は、個人推薦枠の理事1名です。
2. 役員推薦期間は、4月2日(月)より4月30日(月)までの期間とします。4月30日(月)17時までに、消費者ネットおかやま事務局まで、お申し出ください。
3. 公告期間 4月2日(月)～4月30日(月)
(お問合せ先) 消費者ネットおかやま事務局 086-230-1316
4. 総会 6月2日(土) オルガホール
推薦された役員候補者について、理事会で「役員候補者」として議決し、総会の議案として提案します。

役員推薦規程(抜粋)

(目的)

第1条 本規程は、定款第12条に基づき、当法人団体の事業の推進と指導にあたる役員の推薦方法・基準および内容について定める。

(役員推薦方法および基準と内容)

第2条 役員の選任区分(理事・監事)ごとに推薦方法および基準を次に定める。

〈理事〉

- (1) 団体推薦 —— 選任を実施する年の前年度末現在での会費が納入されている会員にあっては理事会が決める会員毎の推薦人数枠により、役員候補を推薦することができる。但し、理事会は、推薦人数枠を決めるにあたり、当該会員の意向を事前に忖度しなければならない。
また、会員から推薦をされる者は、当該会員の推薦状を添えることとする

- (2) 個人推薦 —— 会員は選任を実施する年の前年度末現在での会費納入をもって、自薦他薦することができる。

なお、本条項の会員は、団体・個人とも定款に規定する「正」会員である。

